

入 札 の 公 告

【整理番号 223 工事番号 0097】

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 10 月 13 日

北海道後志総合振興局長

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 余市港線（道単）舗装工事（構造改良）
- (2) 工事場所 余市郡余市町
- (3) 工事期間 この工事は、「フレックス工期制」による工事である。
契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 23 日（火）までの期間内で、落札者が申し出た期間を工期とする。（設計書で確認してください。）
- (4) 工事概要
[余市港線] 工事延長 $L = 700\text{m}$
舗装工（切削オーバーレイ） $L = 370\text{m}$ [$W = 6.0\text{m}$ （全幅 9.0m ）]
 $A = 3,330\text{m}^2$ （ICT 対象）
別途閲覧に供する仕様書、図面による。
- (5) この工事は、競争参加資格確認申請書提出の際に自己採点申請書及び工事施行成績の評定結果等（以下「技術評価項目」という。）を受け付け、適切な施工体制が確保されることの評価（以下「施工体制評価」という。）をし、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式の試行工事のうち、自己採点申請書により、落札候補書を選定し、落札候補者から提出のあった技術資料に基づく評価の審査を開札後に行う評価点事後審査方式の試行工事である。
- (6) 北海道インフラゼロカーボン試行工事
この工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。
受注者は契約後、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発注者に提案・協議し取組を実施することができる。
この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。
- (7) AI 活用試行工事
この工事は、受注者の提案による AI 技術の活用を通じて、施工の効率化や品質の向上、安全性の向上を図る取組を推進する「AI 活用試行工事」の対象工事である。受注者は契約後、当該工事において、AI 技術活用に関する取組を発注者に提案・協議し取組を実施することができる。この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。
- (8) 建設キャリアアップシステム活用モデル工事
本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の試行対象工事である。受注者は、建設キャリアアップシステムの活用を希望する場合は、工事着手前に発注者へ協議を行い、協議が整った場合に試行を実施するものとする
- (9) 分別解体等の実施の義務付け
この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。
- (10) ICT 活用モデル工事
本工事は、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用モデル工事の対象工事である。
受注者は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に I

ＣＴ活用施工を行うことができる。

本工事におけるＩＣＴ施工技術の活用は、舗装工において、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術管理を活用することをいう。

なお、ＩＣＴ施工プロセスのうち、部分的に活用（３次元設計データ作成及びＩＣＴ建設機械による施工は必須）、または簡易的に活用（３次元設計データ作成、３次元出来形管理等の施工管理及び３次元データの納品）を受注者が希望する場合は、監督員と協議のうえ実施することができる。

ただし、現場条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよい。

なお、ＩＣＴの活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データ納品
 - ・ ＩＣＴ建設機械 ３次元起工測量
 - １） ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械

なお、ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

(10) 設計変更重視型発注方式

この工事は、契約対象の一部の数量、単価及び歩掛を簡略化することなどにより、入札時の設計図書作成を簡素化し、設計変更手続きを重視する「設計変更重視型発注方式」の試行工事である。

「設計変更重視型発注方式」の試行工事において、入札参加資格者等から設計図書に関する誤り又は不一致等の質問があった際には、内容等を確認しその影響が軽微であると支出負担行為担当者が判断した場合、その時点で修正は行わないが、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行う旨、入札参加資格者等に通知する。

なお、支出負担行為担当者自らが設計図書の誤り等を発見した場合も、その影響が軽微であれば修正を行わずに、契約締結後、現地確認の結果等を踏まえ、設計変更を行うこととする。

詳細は特記仕様書を参照すること。

2 電子入札等に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者に紙参加届出書を提出することで入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システム運用時間は毎日午前８時から午後１１時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。
- (5) 本工事の契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービス（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）以下同じ。）を利用して契約内容を記録した電磁的記録で行うこと（以下「電子契約」という。）ができる。
- (6) 電子契約サービスに障害等が発生し電子契約の続行が困難な場合には、紙契約とする場合がある。
- (7) その他電子契約に係る運用は、「電子契約サービス利用要領」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、単体企業の要件は(1)とする。

(1) 単体企業の要件

- ア 発注工事に対応する令和 8 年度に有効な道の競争入札参加資格のうち舗装工事の資格及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- エ 北海道における舗装工事の競争入札参加資格が A 等級又は B 等級に格付されていること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者又は同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業者であること。
- キ 後志総合振興局管内又は札幌市に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有すること。
- ク 過去 15 年間（平成 23 年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限るものとする。

- ケ 次の要件を満たす者を監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）として工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者等又は同項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合若しくは同法第 26 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける監理技術者等（以下「営業所特例の場合の監理技術者等」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。

(ア) 建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。

(イ) 競争参加資格確認申請書等の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

- コ 上記ケただし書きにおける専任特例の監理技術者等の配置を行う場合は、次の (ア) 又は (イ) の要件及び (ウ) ～ (イ) の要件を全て満たしていること。

(ア) 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者等を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。

- a 本工事及び他の工事それぞれの請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
- b 本工事現場と他の工事現場との間（以下、「工事現場間」という。）の距離が、同一の監理技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ、工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の片道の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
- c 入札参加者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。
- d 本工事に配置する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。

なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。

- e 本工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講ずること。

なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものであること。

- f 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。

(a) 建設業者の名称及び所在地

- (b) 監理技術者等の氏名
 - (c) 監理技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 32 条第 1 項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
 - (d) 本工事に係る次の事項
 - i 工事の名称及び工事現場の所在地
 - ii 工事の内容（建設業法別表 1 上段の建設工事の種類）
 - iii 工事の請負代金の額
 - iv 工事現場間の移動時間
 - v 下請次数
 - vi 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - vii 施工体制を把握するための情報通信技術
 - viii 現場状況を把握するための情報通信機器
 - g 監理技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
 - h 監理技術者を設置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
 - (イ) 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者等を配置する場合は、次の要件を全て満たしていること。
 - a 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。
 - b 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
 なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例の場合の監理技術者等に求める技術検定種目と同じであること。
 - c 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に 3 か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
 - d 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - e 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - f 監理技術者が兼任できる工事は小樽建設管理部管内の工事でなければならない。
 - (ウ) 同一の専任特例の場合の監理技術者等を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (エ) 専任特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- サ 上記ケただし書きにおける営業所特例の場合の監理技術者等の配置を行う場合は、次の(7)～(ウ)の要件のいずれかを満たしていること。
- (7) 監理技術者等を専任で配置する必要がある工事は、以下の全てを満たすこと。
 - a 特定営業所技術者若しくは営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - b 兼務する工事の数は、1 を超えないこと。
 - c 本工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
 - d 営業所から本工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ本工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、本工事現場と営業所との間の片道の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。

- e 入札参加者が注文者となる下請契約から数えて、下請次数が3を超えないこと。
 - f 本工事に配置される営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を本工事に置くこと。
 なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、連絡員は、本工事と同種の工事に関する実務の経験を一年以上有する者であること。
 - g 本工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。なお情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。
 - h 次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、本工事現場に備え置くこと。
 - (a) 建設業者の名称及び所在地
 - (b) 営業所技術者等の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称
 - (c) 営業所技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績
 - (d) 本工事に係る次の事項
 - i 工事の名称並びに契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
 - ii 工事の内容
 - iii 工事の請負代金の額
 - iv 営業所から本工事現場への移動時間
 - v 下請次数
 - vi 連絡員の氏名、所属会社及び工事に関する実務の経験の内容
 - vii 施工体制を把握するための情報通信技術
 - viii 現場状況を把握するための情報通信機器
 - i 営業所技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されること。
 - j 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - k 営業所特例の場合の監理技術者等は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - l 監理技術者資格者証の交付を受けており、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講していること。
 - (イ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成15年4月21日付国総建第18号）は、以下の全てを満たすこと。
 - a 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること。
 - b 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - c 営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - d 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (ウ) 監理技術者等を専任で配置する必要がない工事（上記(イ)の場合以外）は、上記(ア)の要件を全て満たすこと。
- シ 専任特例の場合の監理技術者等を活用する場合は営業所特例の場合の監理技術者等を活用できず、営業所特例の場合の監理技術者等を活用する場合であっても、上記サ(ア)～(ウ)の併用はできない。
- ス 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- セ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- ソ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 なお、シ及びスにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。
 また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者

間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 競争参加資格審査申請書等の提出期間等

(1) 申請書

ア 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書に(2)の書類（以下「関係書類」という。）の電子ファイルを添付（(2)のエを除く電子ファイルは、画面の「添付資料」の枠に、(2)のエの電子ファイルは、画面の「提案」の枠に添付）して提出しなければならない。

イ 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札に参加する場合（以下「紙参加」という。）は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に(2)のイからクまでの書類を添付して紙により提出しなければならない。

ウ 関係書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより送付・持参提出通知書を提出の上、添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

エ イ及びウによる場合、(2)のエの書類については、封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出すること。

(2) 添付書類

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 類似工事施工実績調書

ウ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書の写し）、共同企業体での実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体附属協定書の写し。）

エ 技術評価項目申請書（自己採点申請書を含む）

オ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参し提出すること。）

カ 契約締結日において有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）の写し（有効期限切れ等により最新の審査基準日に係る経営事項審査を申請中の場合は、受理済みの経営事項審査申請書の写し）

キ その他支出負担行為担当者が必要と認めた書類

ク 返信用封筒（表に申請書の申請者住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、簡易書留料金460円分の切手を貼付した長3号の封筒）～紙参加者のみ

(3) 自己採点申請書における技術評価項目の内容

技術評価項目の内容は、別添「落札者決定基準」に定める内容とする。

(4) 提出期間等

ア 電子システムによる提出期間

令和 8 年 10 月 13 日(火)午前 9 時から令和 8 年 10 月 23 日(金)午前 12 時まで(電子入札システムが運用していない時間を除く。)

イ 紙による提出期間等

(ア) 提出期間

令和 8 年 10 月 13 日(火)から 令和 8 年 10 月 23 日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前 9 時から午後 5 時まで、ただし最終日の令和 8 年 10 月 23 日は午前 12 時までとする。

(イ) 提出場所

北海道小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課

(ウ) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

なお、(2)のエの書類は封書の上、工事名及び提出者名を表記して提出することとし、併せて、その内容を PDF 形式にしたものを CD 1 枚に収めて提出すること。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

(1) 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 の 2 に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 8 年 10 月 29 日(木)までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

(2) 自己採点申請書の提出に関する確認

(1)による審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者の提出した、自己採点申請書の提出の確認を行い、その確認の結果を令和 8 年 10 月 29 日(木)までに電子入札システムにより「提案に基づく入札の可否」欄を「可」として通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

(3) 電子入札システムによる通知内容の留意事項

電子入札システムでは、(1)及び(2)の通知は同一画面により行うので、入札参加資格を有すると認められた者のうち自己採点申請書の提出が確認できない者に対しては、自己採点申請書が提出されていない旨を記載し、「競争参加資格の有無」を「無」とし、また、入札参加資格がないと認められ自己採点申請書の提出の確認を行っていない者に対しても「提案に基づく入札の可否」を「否」として通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者又は技術評価項目を採用しないと認められた者は、その理由について、令和 8 年 11 月 5 日(木)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。

北海道小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

北海道小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課

電話番号 0134-25-2165 又は 0134-25-2154

8 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 入札書の提出期間等

令和 8 年 11 月 9 日(月)午前 9 時 00 分から令和 8 年 11 月 11 日(水)午後 3 時 00 分まで(電子入札システムが運用していない時間を除く。)ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(5)の開札場所へ(6)の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書(以下「内訳書」という。)を同封し、封筒に「〇〇工事入札書等」と朱書きの上、必着とすること。

(3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加の場合は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

さらに、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書における施工体制及び安全衛生管理体制に係る積算内容を確認するための詳細な内訳書(施工体制に係る積算内訳説明書)の提出を求めることがあるので、これを承知すること。

(4) 本工事は、電子契約の対象工事であるため、初度の入札書提出時に契約に関する申出書の電子ファイルを添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、契約に関する申出書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参又は送付により提出すること。

(5) 開札場所

北海道小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部 会議室

(6) 開札日時

令和 8 年 11 月 12 日(木) 午前 9 時 30 分

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の 100 分の 30 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

なお、財務規則第 171 条の定めるところより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

10 制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙の交付に関する事項

制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和 8 年 10 月 13 日(火)から令和 8 年 10 月 23 日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前 9 時から午後 5 時まで、ただし最終日の令和 8 年 10 月 23 日は午前 12 時までとする。

なお、インターネットによる場合は、令和 8 年 10 月 13 日(火)午前 9 時から令和 8 年 10 月 23 日(金)午前 12 時まで(日曜日、土曜日及び休日を含む。)とする。

(2) 交付場所

北海道小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」(北海道のホームページにリンク)

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

11 送付による入札

認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

なお、送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

12 落札者の決定方法等

(1) 入札参加希望者は、価格及び技術評価項目により入札し、入札価格が、予定価格の制限の範囲内である者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、別添「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(2) 入札結果は、開札時において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格を電子入札システム(紙で入札した者へは口頭)により通知する。

また、落札者については、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し電子入札システム(紙で入札した者へは郵送)により通知する。

(3) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、その者にくじを引かせて落札者を決定する。

13 総合評価の方法

(1) 総合評価は、別添「落札者決定基準」において定める方法により行う。

(2) 施工体制評価の実施にあたり、「施工体制評価に係る積算内訳説明書」(以下、「積算内訳説明書」という。)の提出依頼があった場合は、依頼のあった日を含め2日以内(日曜日、土曜日及び休日を含まない)に提出すること。また、支出負担行為担当者が、ヒアリングを行う必要があると認めた場合は、別途、対面により行うこととする。

積算内訳説明書提出の際の場所及び期限

提出場所 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課

電話番号 0134-25-2165 又は 0134-25-2154

提出期限 令和8年11月16日(月)午後1時

(3) 総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加点の対象としないものとする。

14 落札者と契約を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

15 契約書作成の要否

必要とする。

なお、本工事は、電子契約の対象工事であるため、契約に関する申出書において、電子契約を希望した場合、電子契約に承諾したものとみなす。

16 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格基準価格 設定している。

17 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 設計図書等は、閲覧期間中、インターネットにより閲覧ができる。

ア 閲覧期間

令和8年10月13日(火)から令和8年11月11日(水)まで(システムが運用していない期間を除く。)

イ 公開場所

「建設部見積用参考資料等提供システム（Q u M a O S）

<https://www.qumaos-hokkaido.jp/qumaos/>」（北海道のホームページにリンク）

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参、送付、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

ア 受付期間

令和 8 年 10 月 13 日(火)から令和 8 年 11 月 4 日(水)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

郵便番号 047-8639 北海道小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課

FAX 0134-27-2354

電子メールアドレス otarukanken.nyuusatu@pref.hokkaido.lg.jp

- (3) 質問に対する回答は、令和 8 年 11 月 6 日(金)までに書面により回答するものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和 8 年 10 月 14 日(水)から令和 8 年 11 月 11 日(水)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和 8 年 10 月 14 日(水)午前 9 時から令和 8 年 11 月 11 日(水)まで。

イ 閲覧場所

北海道小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部 閲覧室

ウ インターネットによる閲覧

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」（その他の公開情報）

18 支払条件

(1) 前金払

契約金額の 4 割に相当する額以内とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、2 割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払

契約金額の 2 割に相当する額以内とする。

なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

(3) 部分払

1 回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

19 その他

(1) 入札の執行回数は原則 2 回までとする。

(2) 入札の無効

ア 開札の時（落札者の決定前まで）において、3 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 「積算内訳説明書」の提出依頼があった場合、期限内（2 日間）に提出しない者の入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落

札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札参加する者は、申請書等受付締切日の午前 10 時（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書の提出を紙により行うときは、入札書受付締切日）の午後 3 時）までに、紙参加届出書（北海道電子入札運用基準紙様式 3）を提出しなければならない。

なお、書面は、次の提出先に持参又は送付すること。

北海道小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課
（電話番号 0134-25-2165 又は 0134-25-2154）

イ 所在地 北海道小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号

(8) 技術評価項目の申請内容を適正と認め、工事施工においてこれを採用した場合においても、当該技術評価項目に係る部分の工事に関する落札者の責任は軽減されるものではない。

また、技術評価項目の内容を履行できなかった場合において、再度の施工が困難であるとき、あるいは合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償、工事施行成績評定の減点等を行うものとする。

(9) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) この入札の執行は、公開する。

(11) 落札候補者に対する評価結果の説明

ア 評価結果の通知は、評価値が最も高く自己採点申請書の審査及び評価の対象となる落札候補者のうち、自己採点申請書の技術評価項目の採点に誤りがあり支出負担行為担当者が修正した場合に限り通知する。

また、通知を受けた者は、評価結果の理由について、落札者等の通知の日の翌日から起算して 5 日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。

北海道小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課

イ 評価結果の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

(12) 「積算内訳説明書」を提出した者が低入札価格調査の対象となった場合、入札価格内訳書に代えて積算内訳説明書を用いて調査を行うものとする。

(13) ペナルティ

受注者の責により、技術評価項目の内容を履行できない場合は、「落札者決定基準」の定めるところにより工事施行成績評定点から減点するものとする。

(14) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成 11 年 1 月 28 日付け建設省経振発第 8 号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成 20 年 10 月 17 日付け国土交通省国総建第 197 号、国総建整第 154 号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(15) この公告に定めるもののほか、落札者決定基準を、本公告の一部を構成するものとして定めてい

るので、これを承知すること。

- (16) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (17) この公告における工事期間等の工事概要は確定しているものではありません。閲覧期間内に必ず設計図書等で確認してください。
- (18) 公告の内容に関し不明な点は、北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課（電話番号 0134-25-2165 又は 0134-25-2154）に照会すること。

【入札の公告別記説明】

「１ 入札に付する事項」関係

１の(3)

本工事は、フレックス工期制による工事のため、次のことに留意してください。

- (1) 落札者は、契約までの間に「様式１」により実工期の申出をしてください。
- (2) 受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とします。
- (3) 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。
- (4) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は当総合振興局の責任において行います。
- (5) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。ただし、工事着手以外の工事のための資機材の発注、労務者確保等の準備行為は、受注者の責により行うことができます。
- (6) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しません。

「３ 入札に参加する者に必要な資格」の説明

３の(1)のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た舗装工事業です。

３の(1)のカ

一般建設業者が、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が4,500万円以上（建築工事業の場合は7,000万円以上）となる下請契約を締結することは、建設業法違反となりますので、ご注意ください。

３の(1)のク

本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事は、官公庁発注で、車道舗装工（オーバーレイ）の施工実績です。

３の(1)のケ及びコ

- (7) 国家資格を有する主任技術者とは、１級若しくは２級土木施工管理技士（種別を「土木」に限る。）、１級若しくは２級建設機械施工技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者です。

また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第７条第２号の規定に該当する者です。

- (イ) 監理技術者は、１級土木施工管理技士、１級建設機械施工技士、技術士（建設部門）の資格を有する者又は建設業法第１５条第２項ハの規定により国土交通大臣が同項イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者の資格を有する者です。
- (ウ) 監理技術者補佐は、(イ)の要件を満たす者又は１級土木施工管理技士補以上若しくは１級建設機械施工技士補以上の資格を有する者であり、監理技術者の職務を補佐する者です。

「４ 競争参加資格確認申請書等の提出期間等」の説明

４の(2)のイ

類似工事施工実績調書の記載について

工事概要欄には類似工事に該当する箇所（工事費内訳書の工種・数量（単位含む）等）の記載のみで可。（該当する箇所が工事概要一覧表の場合は、当該部分の記載のみで可。）

４の(2)のウ

これに代わる書面（契約書等の写し）とは、次の(7)又は(イ)のいずれかをいいます。

- (7)①契約書の写し（設計変更がある場合は、当初及び各設計（契約）変更通知書の写し）
②設計書等の次の部分の写し（設計変更がある場合は、最終設計書等をいう）
～設計書の表紙（鑑）及び類似工事实績調書の工事概要欄に記載した内容（工種・数量等）
を確認できる部分
③施工図面等の写し（(7)②の資料では工事概要が確認できない場合）
④共同企業体での実績の場合は、協定書及び経常建設共同企業体の付属協定書の写し
(イ) CORINS 登録（竣工時以降のものに限る）の写し
ただし、CORINS 登録の内容で今回要求している類似工事の内容を確認できない場合は、確認できない部分の資料として上記(7)の①～④の該当部分を追加添付してください。
(ウ) 令和8年度 類似工事施工実績登録書の写し
今回要求している類似工事の内容が類似工事施工実績登録書の登録内容（工種・数量）で確認できる場合に利用できます。また、一部が不足するときは、不足部分の資料として上記(7)の①～④の資料（場合によっては(イ)）を追加添付してください。
※登録書の工種「No2 車道舗装工（オーバーレイ）」が該当します

4の(2)のキ

その他支出負担行為担当者が必要と認めた書類とは、アスファルトフィニッシャを自社保有していることが確認できる書面等（車検証の写し等）です。